

刈谷駅周辺エリアプラットフォーム 規約

(名称)

第1条 本会の名称を、刈谷駅周辺エリアプラットフォーム（以下「エリアプラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 エリアプラットフォームは、刈谷駅周辺地域において官民が連携し、未来ビジョンを策定するとともに、その実現に向けた活動を通じて、まちの回遊性や価値の向上を図り、地域の魅力を創出することを目的とする。

(活動)

第3条 エリアプラットフォームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 未来ビジョンの策定
2. 未来ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業の実施
3. 刈谷駅周辺におけるまちづくりに関する情報共有及び意見交換
4. その他、目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 エリアプラットフォームは、本規約に賛同する次の会員により構成する。

1. 刈谷駅周辺地域のまちづくりに関わる民間事業者、地域団体、個人等
2. 刈谷市
3. 必要に応じて参加を認めるオブザーバー、アドバイザー等

(総会)

第5条 総会は会員で構成する。

- 2 総会は次に掲げる事項について決議する。
 1. 未来ビジョンの策定
 2. 規約の変更
 3. 分科会の設置
 4. その他、運営上必要な事項

(分科会)

第6条 エリアプラットフォームの活動を推進するため、分科会を設置する。

- 2 分科会は未来ビジョン及びその実現に向けた活動方針に基づき必要な活動を行う。
- 3 分科会の活動方針・組織・運営等の事項は総会へ報告し、情報共有する。

(事務局)

第7条 エリアプラットフォームの事務局は、特定非営利活動法人まちづくりかりやに設置する。

(個人情報の取扱い)

第8条 事務局は、活動の運営上必要な範囲を除き、会員の個人情報を利用し、又は第三者に開示・提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1. 法令に基づく場合
2. 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合
3. 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急の必要がある場合

(禁止行為)

第9条 会員は、エリアプラットフォームの運営にあたり、次の行為を行ってはならない。

1. エリアプラットフォームまたは分科会の運営を妨げる行為
2. エリアプラットフォーム、他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
3. エリアプラットフォーム、他の会員又は第三者の著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局へ退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失する。

- 2 次のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員の資格を取り消すことができる。

 1. 本規約に違反し、又はエリアプラットフォームの信用を著しく損なったとき
 2. 第9条に掲げる行為を行ったとき
 3. 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
 4. その他、エリアプラットフォームの運営に著しい支障を來し、会員として不適当と事務局が判断したとき

附則

本規約は令和7年12月16日から施行する。